

借換計画書

令和 年 月 日

佐野市長 様

申請者
住所
氏名 _____

1 借換元資金等の明細

(単位:千円)

	資金名	保証番号	当初借入額	残高	月返済額
借換元資金					
	①小計				
	②新規借入希望額				
	③今回申込額				

2 要件の適否

項目	適否	
佐野市中小企業経営安定資金、佐野市小規模企業者資金(運転)、佐野市緊急特別支援資金からの借換である。	適	否
借換元資金が運転資金である。	適	否
借換により、返済の軽減化が図られる(月返済額:①>③)。	適	否
新規借入を含む借換の場合、借換元に延滞がない。	適	否
責任共有制度対象資金を借り換える場合、借換先が責任共有制度対象資金である。	適	否

3 金融機関所見(返済の見込みやその財源等)

--

佐野市制度融資にかかる借換の取扱いについて

1. 対象資金

【借換元】

佐野市中小企業経営安定資金、佐野市緊急特別支援資金、佐野市小規模企業者資金（運転）

※ 運転資金のみ借換が可能です。ただし、佐野市中小企業短期資金は借換の対象外となります。

【借換先】

佐野市中小企業経営安定資金（※ 借換は同額借換、増額借換いずれも可能です。）

2. 要件

借換を利用する場合、以下の要件のいずれも満たしていることが必要です。

- ① 借換により、返済の軽減化が図られること。
- ② 新規借入を含む借換（増額借換）の場合、借入元に延滞がないこと。

3. 責任共有制度

平成19年10月より責任共有制度が導入されたことに伴い、借換元資金と借換後資金の責任共有制度対象の有無の区別が必要となります。

- 責任共有制度対象資金は責任共有制度対象資金でのみ借換え可能です。
- 責任共有制度対象外資金から責任共有制度対象資金への借換は可能ですが、責任共有制度対象資金から責任共有制度対象外資金への借換えはできません。

		借換元資金	
		責任共有	責任共有外
借換先 資金	責任共有	可	可
	責任共有外	不可	可

※小規模企業者資金、セーフティネットや東日本大震災復興緊急保証の認定を受けている場合、責任共有制度対象外資金となります。

※責任共有制度導入前については、全資金が責任共有制度対象外資金となります。

4. 借換計画書の提出

佐野市制度資金を借換える場合、融資申込時に、市所定の借換計画書の提出が必要です。

※「要件の適否」について、該当する項目がいずれも「適」であることを確認してください。